

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○告示	○土地改良区の定款の変更を認可した件	二九	○県営土地改良事業の工事が完了した件四件	二九	
○公金の徴収の事務を委託した件二	二九	○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件	二九	○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	二九
○公金の収納の事務を委託した件	二九	○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二九	○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二九
○道路の区域を変更する件	二九	○随意契約の相手方を決定した件七	二九		
○道路の供用を開始する件二件	二九				

## 告 示

### 福島県告示第二百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、磐梯西部土地改良区から平成二十二年四月九日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

### 福島県告示第二百八十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
ふくしま県民の施設等使用料徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団  
2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(森林整備課)

### 福島県告示第二百八十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県総合緑化センター施設等使用料徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 財団法人福島県都市公園・緑化協会  
2 所在地 福島市佐原字神事場一番地
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(森林整備課)

### 福島県告示第二百八十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名	称	所	在	地
福島県森林組合連合会		福島市中町五番一八号		
福島県北森林組合		同 市岡部字前田一三七番地一		
郡山市森林組合		郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八		
田村森林組合		田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七		

ふくしま中央森林組合 東白川郡森林組合 西白河地方森林組合 会津北部森林組合 耶麻西部森林組合 西会津町森林組合 会津若松地方森林組合 下郷町森林組合 田島町森林組合 只見町森林組合 伊南村森林組合 館岩村森林組合 相馬地方森林組合 飯館村森林組合 双葉地方森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二 東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二 白河市旭町一丁目二四四番地一 喜多方市字舞台田三二二八番地八 同 市山都町字谷地二二八一番地一 耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙二四六〇 会津若松市城前二番三号 南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七六 同 郡南会津町田島字行司七六 同 郡只見町大字只見字宮前一三九〇 同 郡南会津町小塩字上ミ原八〇 同 郡同 町松戸原五一 南相馬市原町区錦町一丁目三四 相馬郡飯館村草野字本町八三 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地
いわき市森林組合 福島県木材協同組合連合会 福島県郡山地区木材製材協同組合 東白製材協同組合 相馬木材産業協同組合 原町木材製材協同組合 浪江製材協同組合 福島県勿来地区木材製材協同組合	いわき市平字正内町一〇七番地三 福島市中町五番一八号 郡山市田村町金沢字大六 一四九番地一〇 東白川郡塙町大字台宿字下稲沢三八五番地一 相馬市光陽一丁目二番地六 南相馬市原町区旭町二丁目六五 双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町四四番地一 いわき市佐糠町碓田一一

三 収納の事務を委託する期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(林業振興課)

福島県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長
-----	-----	--------------------	-----------------	----

一般国道 一一八号	会津若松市大戸町大字 小谷字湯ノ平二四九八 番七地先から 同 市大戸町大字 上三寄字大豆田六〇五 番一地先まで	変更前 九・二〇 三七・六	変更後 一二・八〇 四三・六	二、七〇四・七 二、七〇四・七
--------------	--	---------------------	----------------------	--------------------

(道路計画課)

福島県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一八号	会津若松市大戸町大字小谷字湯ノ平二四九八番七地先から 同 市大戸町大字上三寄字大豆田六〇五番一地先まで	平成二十二年四月二十三日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小栗山宮下線	大沼郡三島町大字大登字八木ノ平四五〇番 二二地先から 同 郡同 町大字大登字八木ノ平四七五番 一地先まで	平成二十二年四月二十三日

公 告

(道路計画課)

公告第百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、大笹生2期地区に係る県営の防災ダム事業の工事は、平成二十二年一月二十七日完了したので公告する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、柏平沼地区に係る県営のため池整備事業の工事は、平成二十二年三月二十四日完了したので公告する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、いわしる地区に係る県営の中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十二年三月四日完了したので公告する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、長屋地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二年二月一日完了したので公告する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
泉崎村土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 大森 一郎 西白河郡泉崎村大字太田川字居平四五番地

(農村計画課)

公告第百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
矢吹原土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 久保木正大 西白河郡泉崎村大字太田川字居平五〇番地

(農村計画課)

公告第百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 鈴木 勝長 白河市大信豊地字飯土用七八番地

(農村計画課)

公告第百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
  - 二 縦覧場所
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

#### 公告第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で適用する同法第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
  - 二 縦覧場所
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(総務課)

#### 公告第176号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年4月23日

福島県北流域下水道建設事務所長 大 堀 誠

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（セメント化） 13,380 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地 8
- 5 随意契約に係る契約金額

6,930円（1 t当たり）

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第177号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年4月23日

福島県北流域下水道建設事務所長 大 堀 誠

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（セメント化） 13,380 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
11,550円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第178号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年4月23日

福島県北流域下水道建設事務所長 大 堀 誠

(総務課)

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化） 2,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県東北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サントーパス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
18,480円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第179号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（中間又は最終処分）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年4月23日

福島県東北流域下水道建設事務所長 大堀 誠

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（中間又は最終処分） 1,520 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県東北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
22,050円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

**公告第180号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年4月23日

福島県県中流域下水道建設事務所長 熊田 優吉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 6,620 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28
- 5 随意契約に係る契約金額  
11,550円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第181号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年4月23日

福島県県中流域下水道建設事務所長 熊田 優吉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター） 4,012 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番
- 3 随意契約の相手方を決定した日

- 平成22年 2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町 6番地28
  - 5 随意契約に係る契約金額  
11,550円 (1t当たり)
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第182号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年 4月23日

福島県中流域下水道建設事務所長 熊田 優吉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 6,620 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年 2月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地 1
- 5 随意契約に係る契約金額  
6,195円 (1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)